

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

株式会社 清川屋 行動計画

男女を問わず当社の社員一人ひとりが仕事と家庭を両立することができ、各職場で十分に能力を発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得率を一人あたり平均60%以上とする

【対策】 令和7年4月1日～
・ルンルン休暇制度の奨励
毎年社内通知し利用を促進する
※ルンルン休暇とは～年次有給休暇を保有し、連続した休暇を希望する社員が取得できる、有給3日間を含む4～5連休の休暇
・その他、取得しやすい有給休暇制度を検討・設定する

目標2 育児休業の取得や子育て目的の休暇取得を奨励し、育児休業取得を希望する社員男女共に取得率を100%とする

【対策】 令和7年4月1日～
・休業期間中の代替要員の確保、業務内容や体制の見直し
・子の看護等特別休暇制度を周知
※子の看護特別休暇とは～子の看護による欠勤の場合、小学校入学までの期間のみ、子1人に付き年間5日間を限度として通常の給与を支給します

目標3 所定外労働を削減し、繁忙月(5・6・8・12)は月平均10時間以内とする

【対策】 令和7年4月1日～
・毎週水曜日をNO残業デーとして設定する
・残業の事前申請制度を徹底
・繁忙月の人員配置見直しや応援体制の強化

